

○ 課徴金の計算方法

(1) シンシアエ務店

ア 金融商品取引法第 172 条の 7 の規定により、大量保有報告書等の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における金融商品取引法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 7 第 3 項第 1 号により定める額）に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、

(ア) 令和 3 年 8 月 31 日までに提出すべきであった大量保有報告書に係る課徴金の額は、

$$2,995 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 37,936 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、30,000 円

(イ) 令和 3 年 9 月 3 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$2,870 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 36,352 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、30,000 円

(ウ) 令和 3 年 9 月 9 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$4,170 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 52,819 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、50,000 円

(エ) 令和 3 年 9 月 16 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$2,966 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 37,568 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、30,000 円

(オ) 令和 3 年 9 月 29 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$2,886 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 36,555 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、30,000 円

(カ) 令和 3 年 10 月 7 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$2,735 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 34,643 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、30,000 円

(キ) 令和 4 年 3 月 2 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$3,355 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 42,496 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円
未満の端数を切り捨てて、40,000 円

(ク) 令和 4 年 3 月 14 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の
額は、

$3,400 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 43,066 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円
未満の端数を切り捨てて、40,000 円

となる。

イ 金融商品取引法第 172 条の 8 の規定により、重要な事項につき虚偽の記載が
ある変更報告書に係る課徴金の額は、

当該変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が
提出された日の翌日における金融商品取引法第 130 条に規定する最終の価格
に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万
分の 1 を乗じて得た額となることから、

令和 4 年 3 月 15 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$3,675 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 46,549 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円
未満の端数を切り捨てて、40,000 円

となる。

(2) 大量保有者 A

ア 金融商品取引法第 172 条の 7 の規定により、大量保有報告書等の不提出に係
る課徴金の額は、

当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券の
当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における金融商品取引法
第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式
の総数を乗じて得た額（当該価格がないときには、これに相当するものとして
金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 7
第 3 項第 1 号により定める額）に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、

(ア) 令和 3 年 9 月 17 日までに提出すべきであった大量保有報告書に係る課徴
金の額は、

$2,872 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 36,378 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円
未満の端数を切り捨てて、30,000 円

(イ) 令和 3 年 9 月 30 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の
額は、

$2,866 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 36,302 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円
未満の端数を切り捨てて、30,000 円

(ウ) 令和 4 年 3 月 4 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の
額は、

$3,170 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 40,152 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、40,000円

(エ) 令和4年3月28日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$3,690円 \times 1,266,655株 \times 1 / 100,000 = 46,739円$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円

未満の端数を切り捨てて、40,000円

(オ) 令和4年6月3日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$6,020円 \times 1,266,655株 \times 1 / 100,000 = 76,252円$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円

未満の端数を切り捨てて、70,000円

(カ) 令和4年12月1日までに提出すべきであった大量保有報告書に係る課徴金の額は、

$3,755円 \times 1,266,655株 \times 1 / 100,000 = 47,562円$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円

未満の端数を切り捨てて、40,000円

となる。

イ 金融商品取引法第172条の8の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書に係る課徴金の額は、

当該変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における金融商品取引法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額となることから、

(ア) 令和4年5月18日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$5,790円 \times 1,266,655株 \times 1 / 100,000 = 73,339円$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円

未満の端数を切り捨てて、70,000円

(イ) 令和4年6月16日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$7,090円 \times 1,266,655株 \times 1 / 100,000 = 89,805円$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円

未満の端数を切り捨てて、80,000円

となる。

(3) 和円商事

ア 金融商品取引法第172条の7の規定により、変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日における金融商品取引法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号により定める額）に10万分の1を乗じて得た額となることから、

(ア) 令和4年3月28日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の

額は、

$3,690 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 46,739 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、40,000 円

(イ) 令和 4 年 6 月 3 日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の

額は、

$6,020 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 76,252 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、70,000 円

となる。

イ 金融商品取引法第 172 条の 8 の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書に係る課徴金の額は、

当該変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における金融商品取引法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、

(ア) 令和 4 年 5 月 18 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$5,790 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 73,339 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、70,000 円

(イ) 令和 4 年 6 月 16 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$7,090 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 89,805 \text{ 円}$

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円

未満の端数を切り捨てて、80,000 円

となる。